

2018年1月24日
(修正：2021年8月17日)

日本商工会議所 東京事務所

証明書の返納時の『第一種特定原産地証明書 返却届』提出のお願い
(東京事務所からの案内)

第一種特定原産地証明書は、記載内容に誤りがあるなどの理由で再発給を受ける場合には使用しなくなった元の証明書の返却が義務付けられています。

また、受給したものの取引の中止等で不要となった証明書を発給事務所に返却することを希望する場合には返納を承っております。

再発給元の証明書・不要となった証明書は「返却届」を同封のうえ、到着が確認できる方法(簡易書留など)で東京事務所宛に郵送してください。

※ 2021年8月16日(月)の発給申請分から窓口交付業務を休止しており、ご来所いただいても窓口での受取はいたしかねますので、予めご了承ください。

第一種特定原産地証明書 返却届

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/henkyaku-form-tokyo.pdf>

【本件問合せ・郵送先】

日本商工会議所 東京事務所 TEL：03-6364-7771

(平日9時30分～12時、13時～17時)

〒110-0015 東京都台東区東上野4-8-1 TIXTOWER UENO 3階